

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本市における 新たな市政運営の基本的考え方について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国から4月7日に発出された緊急事態宣言（5月4日に期間延長）は、5月25日を以って東京都に対しても解除となった。

一方、ワクチンの開発をはじめ、治療法は未だ確立されていないなど、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途は立っておらず、予断を許さない状況下にある。東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（5月22日詳細公表）においても、ウイルスとの長期戦を見据え、第2波への対応や適切なモニタリング等を通じた段階的緩和など、慎重な姿勢が打ち出されている。

こうした状況を踏まえ、本市では、市民の命を守り抜く感染拡大の防止・抑制を最優先としながら、規制や自粛中心から、市民の暮らしの安心確保に向け、市民生活及び地域経済を回復していく新たな段階へ移行していくために、基本方針を定める。当面の市政運営においては、本方針に基づき、市の人的資源・財源を集中的・重点的に投入する事業を優先度に応じて精査し、それを実現していく執行体制を構築しながら進めていく。

1 3つの基本方針

（1） 新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る

新型コロナウイルスの感染拡大を防止・抑制していくために、東京都との連携による地域医療体制の強化、医療従事者等への支援の充実を図っていく。また、引き続き、市民の健康不安を解消していくために、総合コールセンターの機能充実や広報・市ホームページなど様々な媒体の活用による、市民への迅速かつ丁寧な情報提供などは、重点的に取り組んでいく。

（2） 一人ひとりの暮らしの安全・安心の確保に向けた、市民生活・地域経済支援

新型コロナウイルス感染拡大や「緊急事態宣言」などにより、市民・事業者はかつて類を見ない打撃を受けている。その不安を解消し、市民生活及び地域経済を回復していくために、市民の生活を支えるセーフティネットの強化、企業・事業者の経営継続支援などに市の総力を挙げて取り組んでいく。

（3） 市民とともに、今の経験を力に変えていくために

新型コロナウイルスの感染拡大により、誰もが恐怖や不安を抱きながら日々の生活を送っている。こうした中、家族や身近な人、地域を守りたいと思う市民・事業者・行政それぞれの行動が今、新しい生活様式の実践となり、社会を変革している。

現在、市に寄せられている多くの市民の声を聴き、今できることを実践している様々な市民の活動に目を向けていくことは、市民とともに作る八王子の未来につながっていく。

新たな地域医療・地域福祉のあり方や複合災害への備えとともに、行政サービスのキャッシュレス化やオンライン申請の導入、ICT教育やテレワークの推進に取り組む。さらには、市民ニーズを踏まえた市民活動支援など、市民が八王子市民でよかったと実感できる新たな時代にふさわしい市民生活の質の向上を図っていく。

2 業務継続の基本的な考え方

- (1) 3つの方針を踏まえ、感染拡大防止策や市民生活を維持・回復するための市民生活及び地域経済支援などの市民生活に直結する業務を集中的・重点的に取り組む、最優先業務と位置づける。
- (2) 実施事業においては、確実に継続していくための危機管理対策として、「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（BCP）」に準じた優先度の考え方に基づき実施する。また、新たに必要となる業務については、機動的・機能的に実効性のある業務執行体制により実施する。

【最優先する業務例】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（保健所等）、総合コールセンター等の市民対応、雇用・経済支援などの緊急経済対策
- 災害対応などの市民の生命を守るための業務、医療・福祉などの市民生活の維持に必要な業務

【縮小・休止する業務例】

- 多数の人が集まる公共施設の運営、市主催のイベント・講習会等の開催、緊急性を要しない調査等

- (3) 勤務体制においては、国や都の動向及び都内の感染状況等を踏まえながら、出勤抑制を行い、時差出勤やローテーション等、各種業務形態に適した手法を臨機応変に活用し、業務の継続及び感染拡大防止に努めていく。
- (4) 引き続き、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場所）の回避に、できる限り対応するとともに、「新しい生活様式」の実践及び継続的な市民啓発に努める。

3 重点的な業務を進めていくための執行体制について

「3つの方針」に基づく業務を着実に推進していくために、通常業務の執行体制は縮小させ、最小限の人員で執行できる体制を構築する。

そのうえで、喫緊に取り組むべき感染防止対策や市民生活・地域経済支援等に人的資源を最大限振り向けるとともに、コロナの収束が長引く状況下においても、最優先で取り組む業務と通常業務のバランスを取りながら業務を遂行する体制を確保する。

4 実施期間

令和2年（2020年）6月1日（月）から当分の間

ただし、上記においては、感染症の状況や、事業縮小に伴う市民生活への影響、国・都の動向を踏まえたうえで、今後変更となる場合もある。